

業務重点推進状況
令和5年9月

組織犯罪対策の推進について



警察本部

目 次

第 1	暴力団情勢等	4
1	暴力団勢力	4
2	県下の暴力団情勢	4
第 2	暴力団対策	6
1	暴力団犯罪の取締り状況	6
(1)	団体別の検挙人員	6
(2)	罪種別検挙人員	6
(3)	資金獲得犯罪	7
2	暴力団対策法の運用	7
(1)	暴力団の指定	7
(2)	特定抗争指定暴力団の指定	8
(3)	行政命令の発出状況	8
3	暴力団排除活動の推進	9
(1)	暴力団排除条例の活用	9
(2)	暴力団事務所撤去等の推進	9
(3)	公共部門からの暴力団排除の推進	10
(4)	各種事業・取引からの暴力団排除の推進	11
(5)	企業・行政対象暴力対策の推進	11
(6)	暴力団関係相談に対する取組状況	11
(7)	暴力団離脱者の社会復帰対策の推進	11
4	保護対策の徹底	12
5	準暴力団対策の推進	12
第 3	薬物・銃器対策	13
1	薬物事犯の取締り状況	13
(1)	検挙人員	13
(2)	押収量	14
(3)	特徴的傾向	14
2	銃器事犯の取締り状況	15
(1)	拳銃の押収丁数	15
(2)	銃器発砲事件の発生状況	15
3	関係機関との連携	16
4	広報啓発活動の推進	16
(1)	薬物乱用防止セミナー等の実施	16
(2)	各種広報媒体を活用した啓発活動	16

第4	来日外国人犯罪対策	17
1	来日外国人犯罪の検挙状況	17
(1)	包括罪種別検挙状況	17
(2)	国籍別検挙状況	18
2	外国人総合対策の推進	19
(1)	犯罪インフラ事犯の取締り強化	19
(2)	在留外国人の安全確保に向けた対策の推進	20
(3)	広報啓発活動の推進	20
第5	特殊詐欺対策	21
1	特殊詐欺の特徴	21
2	暴力団等の関与実態と取締りの推進	21

※ 本資料に掲載された数値は、令和4年以前については確定値、
令和5年については暫定値である。

第1 暴力団情勢等

1 暴力団勢力

兵庫県下の暴力団構成員及び準構成員等（以下「暴力団構成員等」という。）の総数は、令和4年末現在約600人で前年と比べて約90人減少した。

うち、暴力団構成員は約260人で約70人減少、準構成員等については約340人で約20人減少し、全体的に暴力団勢力の減少傾向が続いている。

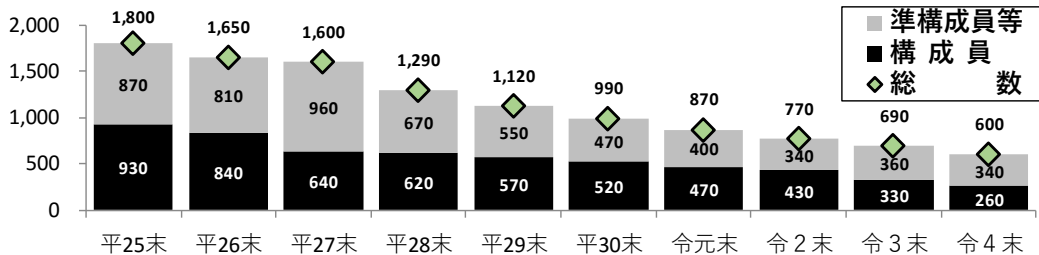
2 県下の暴力団情勢

山口組の分裂後8年が経過したが、六代目山口組と神戸山口組による対立抗争が終結する兆しは見え、絆會も両団体との対立状態が継続している。

令和2年1月、兵庫県公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づき、六代目山口組と神戸山口組を特定抗争指定暴力団に指定したが、同指定後も警戒区域内で拳銃使用の殺人未遂事件等が発生したほか、本年4月には、六代目山口組傘下組織組長に対する拳銃のような物を使用した殺人事件、6月には神戸山口組組長居宅に対する放火予備事件が発生するなど、依然として予断を許さない状況にある。

【暴力団構成員等の推移】

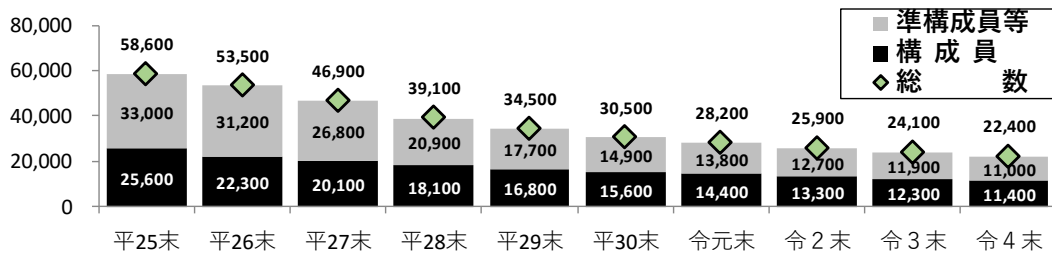
[県下]



(人)

区分 \ 年別	平25末	平26末	平27末	平28末	平29末	平30末	令元末	令2末	令3末	令4末	前年対比
総数	1,800	1,650	1,600	1,290	1,120	990	870	770	690	600	-90
構成員	930	840	640	620	570	520	470	430	330	260	-70
準構成員等	870	810	960	670	550	470	400	340	360	340	-20

[全国]



(人)

区分 \ 年別	平25末	平26末	平27末	平28末	平29末	平30末	令元末	令2末	令3末	令4末	前年対比
総数	58,600	53,500	46,900	39,100	34,500	30,500	28,200	25,900	24,100	22,400	-1,700
構成員	25,600	22,300	20,100	18,100	16,800	15,600	14,400	13,300	12,300	11,400	-900
準構成員等	33,000	31,200	26,800	20,900	17,700	14,900	13,800	12,700	11,900	11,000	-900

※ 暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と総数の値は必ずしも一致しない。

【団体別の暴力団勢力（令和4年末）】

[県下] 令和4年末における県下の暴力団構成員等 約600人
 うち六代目山口組 約280人(県下暴力団構成員等の約46.7%)
 うち神戸山口組 約170人(同 約28.3%)
 うち絆會 約50人(同 約8.3%)

(人)

区分	年別	令3末	令4末	前年対比
全暴力団	構成員	330	260	-70
	準構成員等	360	340	-20
	計	690	600	-90
六代目山口組	構成員	170	150	-20
	準構成員等	140	130	-10
	計	310	280	-30
神戸山口組	構成員	120	70	-50
	準構成員等	120	100	-20
	計	240	170	-70
絆會	構成員	20	20	±0
	準構成員等	30	30	±0
	計	50	50	±0
その他	構成員	20	20	±0
	準構成員等	70	80	+10
	計	90	100	+10

[全国] 令和4年末における全国の暴力団構成員等 約22,400人
 うち六代目山口組 約8,100人(全国暴力団構成員等の約36.2%)
 うち神戸山口組 約760人(同 約3.4%)
 うち絆會 約190人(同 約0.8%)

(人)

区分	年別	令3末	令4末	前年対比
全暴力団	構成員	12,300	11,400	-900
	準構成員等	11,900	11,000	-900
	計	24,100	22,400	-1,700
六代目山口組	構成員	4,000	3,800	-200
	準構成員等	4,500	4,300	-200
	計	8,500	8,100	-400
神戸山口組	構成員	510	330	-180
	準構成員等	540	430	-110
	計	1,000	760	-240
絆會	構成員	90	70	-20
	準構成員等	140	130	-10
	計	230	190	-40

※ 暴力団構成員等の数は概数であり、集計数及び増減は概算上のものである。

第2 暴力団対策

暴力団対策は県警察の最重要課題の一つであり、六代目山口組、神戸山口組、絆會を弱体化し、壊滅に追い込むため、

- 情報の収集、分析
- 実態解明
- 暴力団に対する戦略的な取締り
- 暴力団排除活動
- 暴力団対策法の的確かつ効果的な運用
- 準暴力団対策
- 保護対策

等の総合的な暴力団対策を強力に推進している。

1 暴力団犯罪の取締り状況

(1) 団体別の検挙人員

(人)

区分	年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
県下	暴力団構成員等	654	586	598	472	366	183	135	-48
	山口組系暴力団	612	561	555	432	344	176	111	-65
	六代目山口組	125	128	149	185	216	102	74	-28
	神戸山口組	401	348	329	214	99	58	25	-33
	絆會	86	85	77	33	29	16	12	-4
全国	暴力団構成員等	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903	4,752	4,245	-507

※ 絆會の新規認定は平成30年3月22日である。

(2) 罪種別検挙人員

令和4年中は366人を検挙している。

検挙人員に占める罪種別割合では、依然として傷害、暴行及び恐喝といった粗暴犯が一定水準を占め、暴力団の特質である暴力性・攻撃性に変化はない。

【暴力団構成員等の罪種別検挙人員(県下)】

(人)

区分	年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
傷害・暴行		152	115	116	78	57	30	27	-3
窃盗		42	47	50	37	23	14	11	-3
恐喝		29	39	18	18	18	6	5	-1
詐欺		109	78	89	91	78	44	18	-26
賭博		3	6	0	9	4	2	0	-2
覚醒剤事犯		121	108	129	104	55	30	28	-2
その他		196	192	196	135	131	57	46	-11
合計		654	586	598	472	366	183	135	-48

※ 覚醒剤事犯には、覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。

【主な検挙事例】

- 姫路市飾磨区における強盗殺人未遂事件
(令和4年9月発生、令和5年3月検挙、暴対課・捜一課・飾磨署)
- 尼崎市における暴力団対策法違反(多数集合)事件
(令和4年12月発生、令和5年3月検挙、暴対課・尼崎南署)

【六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる事件検挙事例】

- 神戸市北区におけるガソリン使用による放火予備事件
(令和5年6月発生・検挙、暴対課・神戸北署)
- 神戸市西区における車両突入による器物損壊事件
(令和5年7月発生・検挙、暴対課・神戸西署)

(3) 資金獲得犯罪

令和4年中の暴力団構成員等の総検挙人員のうち、伝統的資金獲得犯罪(覚醒剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等をいう。)の検挙人員が占める割合は、20%台で推移しており、これらが依然として有力な資金源になっているとみられるほか、暴力団の威力を必ずしも必要としない特殊詐欺や各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っていることがうかがえる。

2 暴力団対策法の運用

(1) 暴力団の指定

令和5年6月末現在、全国で25団体が指定暴力団として指定されている。

兵庫県公安委員会は、令和4年6月、六代目山口組の第11回指定を行ったほか、同年4月に神戸山口組の第3回指定を、また、令和3年3月に絆會の第2回指定をそれぞれ行っている。

各団体は、組織実態を隠蔽する動きを進め、不透明化、潜在化の傾向を強くしていることから、県警察では、実態解明のため、あらゆる警察活動を通じて関係情報の収集に努めている。

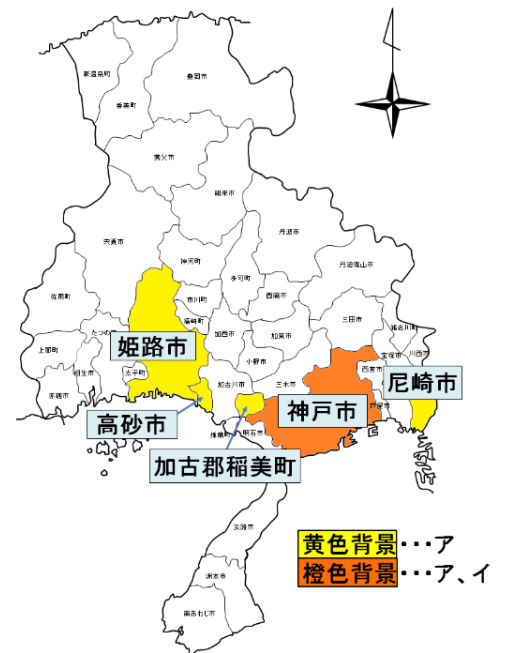
【県下の警戒区域】

(2) 特定抗争指定暴力団の指定

ア 六代目山口組と神戸山口組

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争の激化を受け、令和2年1月7日、兵庫県公安委員会は、暴力団対策法に基づき、両団体を特定抗争指定暴力団に指定し、令和5年7月5日、14回目の指定期限の延長を行った。

警戒区域は令和5年8月末現在、神戸市、尼崎市、姫路市、高砂市及び加古郡稲美町の5市町を設定している。



イ 六代目山口組と池田組

六代目山口組と、神戸山口組から離脱した池田組との間で対立抗争が発生したことから、令和4年12月8日、兵庫県公安委員会は両団体を特定抗争指定暴力団に指定し、令和5年9月6日、3回目の指定期限の延長を行い、警戒区域は現在、神戸市を設定している。

(3) 行政命令の発出状況

暴力団対策法の規定により、指定暴力団員等が、その所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為等を行うことが禁止されている。

兵庫県公安委員会等は、同行為を行った指定暴力団員等に対し、中止命令や再発防止命令を発出しており、同法が施行された平成4年以降、令和5年6月末までの発出件数は県下で3,000件を超えている。

なお、令和4年中に発出した28件の中止命令のうち、資金獲得活動である暴力的要求行為に対するものは15件であり、全体の約53.6%を占めている。

【行政命令の発出状況】

(件)

区分	年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
県 下	中止命令	36	34	49	38	28	10	3	-7
	暴力的要求行為	27	23	22	18	15	7	2	-5
	現場助勢行為	6	9	20	10	7	0	1	+1
	加入強要等	3	2	4	8	6	3	0	-3
	準暴力的要求行為	0	0	1	2	0	0	0	±0
	指詰め強要等	0	0	2	0	0	0	0	±0
	少年入れ墨強要等	0	0	0	0	0	0	0	±0
	事務所における禁止行為	0	0	0	0	0	0	0	±0
	再発防止命令	2	0	1	2	3	3	0	-3
	請求妨害防止命令	0	1	0	0	1	1	0	-1
	賞揚等禁止命令	0	0	0	0	4	4	6	+2
	用心棒行為等防止命令	1	0	0	0	0	0	1	+1
全 国	中止命令	1,267	1,112	1,134	866	877			
	再発防止命令	43	32	52	37	32			
	請求妨害防止命令	0	3	1	0	9			
	賞揚等禁止命令	16	3	7	11	57			
	用心棒行為等防止命令	6	4	3	1	3			

3 暴力団排除活動の推進

暴力団排除活動は、社会全体で実施していくことが重要であることから、県警察では、県民、関係機関及び事業者等との連携を一層強化し、暴力団排除に向けた各種取組を推進している。

(1) 暴力団排除条例の活用

不動産所有者や建設工事請負人等に対し、当該物件が暴力団事務所等として使用されることを知った上で譲渡、貸付け又は工事請負契約することを禁止するとともに、暴力団員に金品等の利益を与えることなどを禁止しており、平成23年4月の条例施行以降、これら違反行為による16件の勧告と、同勧告に従わなかった1件の公表を行っている。

(2) 暴力団事務所撤去等の推進

公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター(以下「暴迫センター」という。)が住民の委託を受けて行う適格都道府県センター訴訟等の支援による暴力団事務所撤去活動のほか、暴迫センター、民暴弁護士、地域住民等と連携し、暴力団事務所やこれに準ずる拠点の撤去を目的とした決起集会や暴迫パレードに参加し、地域住民の暴力団排除意識の高揚を図るなど、各種対策を推進している。

【暴力団事務所等の撤去状況】

(件)

区分 \ 年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4. 6末	令5. 6末	前年同期比
県下撤去総数	8	1	7	6	5	5	0	-5



【第31回暴力団追放兵庫県民大会】



【長田区内における暴力団追放パレード】

【事務所使用差止仮処分命令事例】

- 令和5年2月14日、六代目山口組三代目弘道会神戸拠点事務所の使用差止仮処分命令が決定

【適格都道府県センター訴訟を活用した暴力団事務所の撤去事例】

適格都道府県センター訴訟の申立てを行った暴力団事務所のうち、5箇所が売却・解体等により完全撤去に至っている。

撤去日	暴力団事務所	所在地	撤去概要
H31. 01. 29	神戸山口組四代目山健組傘下組織	神戸市中央区	民間売却（解体）
R03. 08. 27	任侠山口組（現：絆會）二代目古川組	尼崎市	民間売却（解体）
R03. 12. 03	任侠山口組（現：絆會）（四代目真鍋組）	尼崎市	民間売却（解体）
R04. 01. 18	神戸山口組（俠友会）	淡路市	淡路市が購入
R04. 03. 25	神戸山口組三代目古川組	尼崎市	民間売却（解体）

(3) 公共部門からの暴力団排除の推進

公共工事を始め、公営住宅、生活保護等公共部門からの排除を実効あるものとするため、各市町における暴力団排除条例の効果的な活用や暴力団情報の提供など各自治体との連携を強化している。

(4) 各種事業・取引からの暴力団排除の推進

金融・証券、建設を始めとする各界において、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入など暴力団排除のための仕組みが作られており、必要な情報提供を行うなど各種業界団体との連携を強化している。

(5) 企業・行政対象暴力対策の推進

暴迫センターと連携して、企業・行政関係者に対する不当要求防止責任者講習を開催するなどの対策を推進している。

(6) 暴力団関係相談に対する取組状況

暴力団等に関する相談に対して適切な対応を進めているほか、暴迫センター、民暴弁護士等と連携した各種支援活動を実施することで、暴力団被害の回復に努めている。

【暴力団関係相談の受理状況】

(件)

区分 \ 年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
県 下 受 理 件 数	1,986	1,393	912	857	998	438	497	+59
警 察 本 部	143	163	156	126	188	90	79	-11
警 察 署	1,323	830	482	467	531	210	294	+84
暴 迫 セ ン タ ー	520	400	274	264	279	138	124	-14
全 国	48,116	48,234	48,936	46,058	42,005			

(7) 暴力団離脱者の社会復帰対策の推進

暴力団を弱体化し、壊滅を図っていくためには、暴力団組織を支える人的基盤に対して打撃を与えることが重要であることから、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促す取り組みを強化しており、令和4年4月から、損害補償金支給制度を拡充するなどし、暴力団離脱者の受入賛助事業所の拡大に取り組んでいる。

(人・所)

区分 \ 年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
県 下								
就 労 者 数	2	0	0	1	2	2	0	-2
賛 助 事 業 所 数	39	40	44	47	112	75	133	+58
全 国								
就 労 者 数	38	29	23	16	26			
賛 助 事 業 所 数	1,322	1,406	1,441	1,499	1,573			

4 保護対策の徹底

暴力団犯罪被害者や暴力団排除活動関係者等の安全を確保することは、暴力団対策を推進する上で極めて重要であることから、これらの保護対象者に対する暴力団員らによる加害行為を未然に防止するため、各種警戒活動を実施するなど、保護対策の徹底を図っている。



【身辺警戒員の訓練状況】

5 準暴力団対策の推進

準暴力団は、近年、特殊詐欺やみかじめ料徴収等の不法な資金獲得活動を行い、これら犯罪によって得た犯罪収益を風俗営業等の事業活動で還流している状況がうかがわれる。

また、暴力団との関係を深化させ、犯罪行為の態様を悪質化・巧妙化している実態が認められることから、県警察では、「実態解明の徹底」、「違法行為の取締りの強化」、「情報共有の推進」に重点を置いた対策の一層の強化を図り、準暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組みを推進している。

第3 薬物・銃器対策

覚醒剤については依然として高い需要が認められるほか、30歳未満の若年層を中心とした大麻乱用の拡大が続いているなど、県下の薬物情勢は予断を許さない状況にある。

また、銃器事犯は、暴力団の対立抗争に関連する発砲事件が発生するなど、平穏な市民生活に対する重大な脅威となっていることから、県警察では

- 密輸・密売組織の取締りと実態解明の強化
- 広報啓発活動の推進

を柱とした薬物・銃器対策を推進している。

1 薬物事犯の取締り状況

(1) 検挙人員

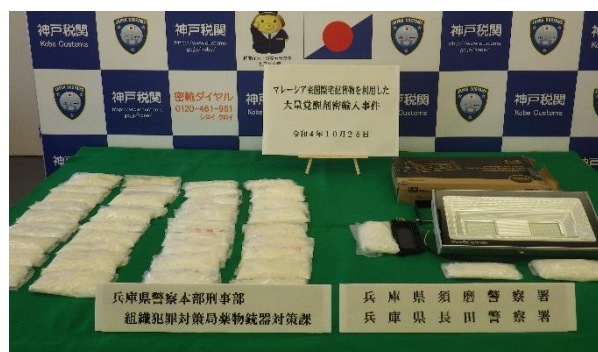
令和4年中、初めて大麻事犯の検挙人員が覚醒剤の検挙人員を上回り、また大麻事犯の検挙人員の増加が、薬物事犯全体の検挙人員を押し上げている状況が認められる。

【薬物事犯の検挙状況】

区分		年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比	
県 下	検	挙 人 員	665	657	699	714	616	311	357	+46	
		覚 醒 剤 事 犯	386	378	386	376	268	141	128	-13	
		大 麻 事 犯	269	265	299	312	323	158	218	+60	
		麻 薬 等 事 犯	10	14	14	26	25	12	11	-1	
全 国	検	挙 人 員	13,862	13,364	14,079	13,862	12,142				
		覚 醒 剤 事 犯	9,868	8,584	8,471	7,824	6,124				
		大 麻 事 犯	3,578	4,321	5,034	5,482	5,342				
		麻 薬 等 事 犯	416	459	574	556	676				

【主な検挙事例】

- マレーシア来の国際宅配貨物による覚醒剤密輸入事件
(令和4年10月捜査終結、
薬銃課・須磨署・長田署・
神戸税関)



【押収した覚醒剤】

(2) 押収量

令和4年中、県下では覚醒剤や乾燥大麻、大麻濃縮物の押収が増加し、本年6月末においても同様に押収が増加している。

【薬物の押収状況】

区分	年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
県下	覚醒剤 (g)	147.7	4,233.6	6,151.6	405.4	5,762.8	40.2	10,767.5	+10,727.3
	乾燥大麻 (g)	16,628.4	4,782.9	1,293.6	2,793.0	3,924.4	2,744.1	6,662.2	+3,918.1
	大麻草 (本)	227	234	1,835	218	57	9	168	+159
	大麻草 (g)	465.9	309.0	17,240.3	124.4	151.7	145.7	62.4	-83.3
	大麻樹脂 (g)	2.3	0.6	274.3	0	0.0	0	0	±0
	大麻濃縮物 (g)	—	—	—	123.7	2,037.2	36.7	120.0	+83.3
	M D M A (錠)	1	2	12	9,027	6,450	607	2	-605
全国	覚醒剤 (kg)	1,138.6	2,293.1	437.2	688.8	289.0			
	乾燥大麻 (kg)	280.4	350.2	265.1	329.7	289.6			
	大麻草 (本)	4,456	8,074	9,893	7,301	7,563			
	大麻草 (kg)	23.0	33.2	37.9	17.8	11.2			
	大麻樹脂 (kg)	2.9	12.8	3.4	2.1	5.6			
	大麻濃縮物 (kg)	—	—	—	22.2	74.0			
	M D M A (錠)	12,274	73,874	90,218	54,192	74,747			

(3) 特徴的傾向

ア 暴力団の関与

令和4年中における薬物事犯検挙人員に占める暴力団構成員等の割合は約13.1%で、近年は減少しているものの、刑法犯・特別法犯検挙人員に占める暴力団構成員等の割合（約2.8%）と比較すると、暴力団が薬物事犯に深く関与している状況が認められる。

【薬物事犯のうち暴力団構成員等の占める割合（県下）】

(人)

区分	年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
全	薬物事犯	665	657	699	714	616	311	357	+46
	うち暴力団構成員等	163	144	160	137	81	42	39	-3
	(比率)	(24.5%)	(21.9%)	(22.9%)	(19.2%)	(13.1%)	(13.5%)	(10.9%)	
	その他	502	513	539	577	535	269	318	+49

【覚醒剤事犯のうち暴力団構成員等の占める割合（県下）】

(人)

区分	年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
覚醒剤	事犯	386	378	386	376	268	141	128	-13
	うち暴力団構成員等	121	108	129	104	53	28	28	±0
	(比率)	(31.3%)	(28.6%)	(33.4%)	(27.7%)	(19.8%)	(19.9%)	(21.9%)	
	その他	265	270	257	272	215	113	100	-13

【大麻事犯のうち暴力団構成員等の占める割合（県下）】

(人)

区分	年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
大麻	事犯	269	265	299	312	323	158	218	+60
	うち暴力団構成員等	41	32	30	32	27	14	10	-4
	(比率)	(15.2%)	(12.1%)	(10.0%)	(10.3%)	(8.4%)	(8.9%)	(4.6%)	
	その他	228	233	269	280	296	144	208	+64

イ 大麻事犯の増加

30歳未満の若年層を中心とした大麻の乱用拡大が進み、大麻事犯の検挙人員は、令和2年以降過去最多を更新している。

これら情勢を受け、令和4年7月に兵庫県警察大麻事犯総合対策推進本部を設置し、県警察を挙げて大麻事犯の取締り及び乱用防止に向けた広報啓発活動に取り組んでいる。

また本年9月から、AIを活用した違法有害情報の検索システムが運用開始となり、SNS上における大麻等の違法薬物の密売情報の収集や密売広告の削除要請等、インターネット上の対策を推進していく。

【大麻事犯のうち30歳未満の占める割合（県下）】

(人)

区分	年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
大 麻 事 犯	大麻事犯	269	265	299	312	323	158	218	+60
	うち30歳未満	192	179	227	226	240	118	157	+39
	(比率)	(71.4%)	(67.5%)	(75.9%)	(72.4%)	(74.3%)	(74.7%)	(72.0%)	
	その他	77	86	72	86	83	40	61	+21

2 銃器事犯の取締り状況

(1) 拳銃の押収丁数

全国的な拳銃の押収丁数は、暴力団からの押収を含めてほぼ横ばいで推移しており、県下では年間20丁前後を押収している。

(丁)

区分	年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
県 下	拳銃等の押収丁数	21	42	29	11	17	9	12	+3
	うち暴力団等	8	4	1	1	2	1	3	+2
全 国	拳銃等の押収丁数	315	401	355	295	321			
	うち暴力団等	73	77	54	31	34			

(2) 銃器発砲事件の発生状況

令和4年中、県下で暴力団の対立抗争に関連する発砲事件が1件発生している。

また、本年6月末現在、暴力団関係者に対する銃器使用による殺人事件が1件発生している。

【銃器発砲事件の発生状況】

(件・人)

区分	年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
県 下	発生件数	1	4	3	3	1	1	1	±0
	死者数	0	3	0	0	0	0	1	+1
	負傷者数	0	1	2	1	0	0	0	±0
全 国	発生件数	8	13	17	10	9			
	死者数	2	4	4	1	4			
	負傷者数	1	8	5	4	2			

3 関係機関との連携

薬物及び銃器の密輸・密売事件に対応するため、税関や海上保安庁、近畿厚生局麻薬取締部等との情報交換や人事交流、合同による取締りを実施するなど、連携強化に努めている。

4 広報啓発活動の推進

(1) 薬物乱用防止セミナー等の実施

薬物の有害性・危険性についての正しい知識の周知と薬物乱用に対する規範意識の向上を図るため、社会人や大学生等を対象とした薬物乱用防止セミナー等を実施している。

(2) 各種広報媒体を活用した啓発活動

薬物・銃器の根絶や情報の提供を呼びかけるため、Facebook や X (旧ツイッター) などの SNS をはじめ、テレビ、ラジオなど各種広報媒体を活用した啓発活動を推進している。



【薬物銃器対策課の X (旧ツイッター) での投稿内容】

第4 来日外国人犯罪対策

県下における来日外国人犯罪の検挙状況については、検挙件数・人員とも高水準で推移する中、近年では、各種身分証の密造・密売、預貯金口座の不正開設、金銭トラブルに起因する殺人未遂や逮捕監禁など、悪質・凶悪化が顕著となっている。

このような情勢に的確に対応するため、各種警察活動や関係行政機関等との連携による

- 国際犯罪組織及び犯罪インフラの実態解明並びに犯罪インフラ事犯等の取締り強化

- 在留外国人の安全確保に向けた対策の推進

を柱とした来日外国人犯罪対策を推進している。

1 来日外国人犯罪の検挙状況

【検挙件数・人員（県下・全国）】

区分		年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
県下	総検挙	件数	629	472	742	641	659	198	292	+94
		人員	340	363	400	411	401	164	199	+35
	刑法犯	件数	478	270	502	442	491	143	181	+38
		人員	210	188	207	234	260	116	106	-10
	特別法犯	件数	151	202	240	199	168	55	111	+56
		人員	130	175	193	177	141	48	93	+45
全国	総検挙	件数	16,235	17,260	17,865	15,893	14,662	7,052	7,441	+389
		人員	11,082	11,655	11,756	10,677	9,548	4,363	5,194	+831
	刑法犯	件数	9,573	9,148	9,512	9,105	8,548	4,251	3,864	-387
		人員	5,844	5,563	5,634	5,573	5,014	2,284	2,563	+279
	特別法犯	件数	6,662	8,112	8,353	6,788	6,114	2,801	3,577	+776
		人員	5,238	6,092	6,122	5,104	4,534	2,079	2,631	+552

(1) 包括罪種別検挙状況

来日外国人による刑法犯の包括罪種別検挙状況をみると、窃盗犯が最も多く、本年6月末においても同様の傾向が続いている。

【包括罪種別検挙状況（県下）】

(件・人)

区分	年別	H30	R元	R2	R3	R4	R4.6末	R5.6末	前年同期比
刑法犯検挙	件数	478	270	502	442	491	143	181	+38
	人員	210	188	207	234	260	116	106	-10
凶悪犯	件数	9	3	2	6	6	0	3	+3
	人員	9	3	3	9	7	0	3	+3
粗暴犯	件数	45	46	48	46	59	24	41	+17
	人員	43	47	48	61	62	28	35	+7
窃盗犯	件数	330	167	357	280	321	67	109	+42
	人員	98	100	98	98	98	41	48	+7
知能犯	件数	41	12	40	58	41	25	7	-18
	人員	22	8	20	23	35	24	4	-20
風俗犯	件数	5	7	8	9	12	2	2	±0
	人員	5	5	5	15	11	2	2	±0
その他	件数	48	35	47	43	52	25	19	-6
	人員	33	25	33	28	47	21	14	-7

※ 「包括罪種」とは、刑法犯を凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯及びその他の刑法犯の6種に分類したものをいう。

(2) 国籍別検挙状況

来日外国人犯罪(刑法犯・特別法犯)の国籍別検挙状況をみると、令和4年中、検挙件数・人員ともにベトナムが最も多く、本年6月末においても同様の傾向が続いている。

【国籍別検挙状況（県下）】

(件・人)

区分	年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
総	件数	629	472	742	641	659	198	292	+94
	人員	340	363	400	411	401	164	199	+35
ベトナム	件数	243	231	261	370	409	90	132	+42
	人員	150	193	195	252	220	93	109	+16
中国	件数	95	105	229	191	102	53	42	-11
	人員	71	78	89	81	60	25	34	+9
韓国	件数	23	55	129	17	23	10	42	+32
	人員	17	22	22	17	20	9	13	+4
ネパール	件数	6	7	7	12	22	7	5	-2
	人員	6	6	7	15	20	8	3	-5
フィリピン	件数	12	4	10	5	14	5	4	-1
	人員	12	3	5	5	13	4	4	±0
ブラジル	件数	9	1	6	4	12	3	3	±0
	人員	9	5	7	3	12	3	3	±0
その他	件数	241	69	100	42	77	30	64	+34
	人員	75	56	75	38	56	22	33	+11

【主な検挙事例】

- ベトナム人による医師法違反（無資格で美容整形）事件
（令和5年2月検挙、国際捜査課・加西署）



【施術用ベッド】



【使用済み注射器】

- ベトナム人夫婦による労働者派遣法違反事件
（令和5年1月検挙、国際捜査課・姫路署・飾磨署・加古川署・網干署）
- ベトナム人による詐欺（口座不正開設）事件
（令和5年5月検挙、国際捜査課・兵庫署）

2 外国人総合対策の推進

(1) 犯罪インフラ事犯の取締り強化

ア 犯罪インフラ事犯の取締り

犯罪インフラ事犯の例として、不法滞在者が利用する「偽造在留カード等」の製造、就労資格のない者をブローカーの介在等により雇用する「不法就労助長」などが挙げられる。

県警察では、犯罪インフラ事犯の検挙に努めるとともに、関係機関と緊密に連携して犯罪インフラの解明・解体に向けた総合的な対策を推進している。

イ 不法滞在者に対する取締り

不法滞在者は、偽造身分証を利用し正規滞在を装うなど、その手口が巧妙化しているほか、組織的に各種犯罪を敢行している状況もうかがえることから、関係部門・関係機関と連携した取締りを推進している。

【来日外国人に係る入管法違反検挙人員・違反態様別(県下)】

(人)

区分 \ 年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
不法残留	50	82	107	76	39	9	43	+34
不法在留	0	0	0	0	0	0	1	+1
不法入国	0	0	0	0	0	0	0	±0
その他	30	28	18	15	31	8	12	+4
合計	80	110	125	91	70	17	56	+39

【来日外国人に係る入管法違反検挙人員・国籍別(県下)】

(人)

区分 \ 年別	平30	令元	令2	令3	令4	令4.6末	令5.6末	前年同期比
ベトナム	54	83	91	76	59	16	51	+35
中国	16	13	12	10	9	1	2	+1
韓国	4	3	1	0	0	0	0	±0
フィリピン	6	0	0	0	2	0	0	±0
その他	0	11	21	5	0	0	3	+3
合計	80	110	125	91	70	17	56	+39

(2) 在留外国人の安全確保に向けた対策の推進

外国人労働者の受入れ拡大等に伴い、在留外国人が多く集まる地域、多く所属する企業及び学校など外国人コミュニティの増加がみられる。

県警察では、外国人コミュニティに対する防犯・交通安全教室の開催、外国語による防犯チラシの配付等を行うとともに、違法行為を認知した場合は厳正な取締りを実施するなど、在留外国人に係る犯罪被害の防止や外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透防止に取り組んでいる。

THÔNG TIN CẢNH BÁO
TÔI CÔNG ĐỘNG NGƯỜI VIỆT

Hiện nay số vụ án mà người Việt liên quan tăng lên một cách chóng mặt trên toàn quốc Nhật.

VÍ DỤ

- Một người Việt Nam vay nhiều tiền để chơi xác đĩa đã bị đe dọa cắt cụt ngón tay.
- Một người Việt Nam có tiền nợ bị giam giữ một cách buộc 2 chân bằng dây xích ở một phòng trong một căn hộ.
- Một người Việt Nam dùng dao chém vào vùng ngực của một người VN vì rắc rối về tiền bạc.

Có nhiều trường hợp lấy được điện thoại một cách bất hợp pháp bằng cách lạm dụng dịch vụ đến bù tổn thất của điện thoại và nói dối điện thoại đã bị mất.

PHÒNG NGỪA TỘI PHẠM LỖ CÓ Ý CẢM THÂN ĐỂ BẢO VỆ BẢN THÂN

ĐI TÌM HIỆU PHÁP LUẬT
Cờ bạc là hành vi pháp luật cấm.
Nếu không có lý do chính đáng trong công việc, không được mang theo những dao kéo.
Việc nói dối điện thoại đã bị mất và lấy được điện thoại bằng cách lạm dụng dịch vụ đến bù tổn thất của điện thoại là một tội phạm.
Việc đưa số tài khoản, thẻ ngân hàng hoặc điện thoại của bạn cho người khác dùng là một tội phạm.

Nếu có các hành vi trên, bạn có thể bị bắt!!

CẢNH SÁT TỈNH HYOGO
兵庫県警察 ひょうごけんけいさつ

【ベトナム語防犯チラシ】

(3) 広報啓発活動の推進

各種事件の検挙広報を通じて、公的機関や事業者が提供する各種サービス等が犯罪に悪用されている現状等について周知し、同種犯罪の被害拡大防止に努めている。

第5 特殊詐欺対策

1 特殊詐欺の特徴

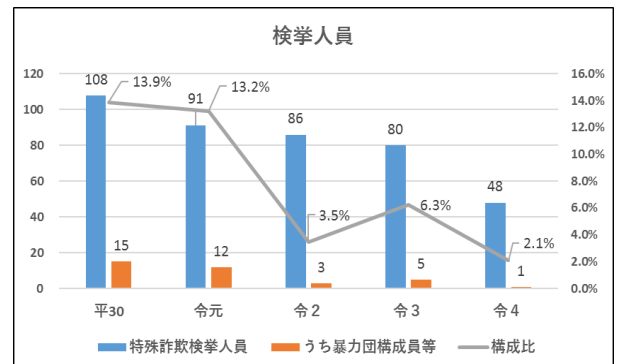
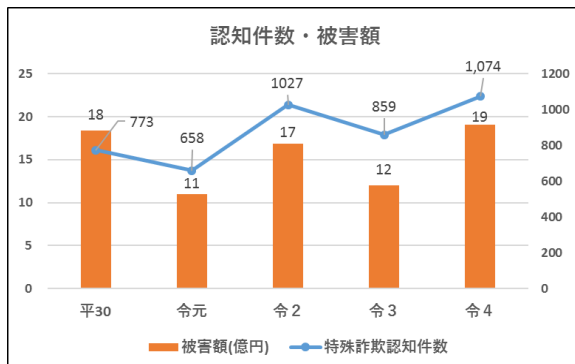
特殊詐欺の犯行グループは、中枢被疑者の下、「受け子」及び「出し子」と呼ばれる現場実行犯のほかに、被害金等の回収・運搬役、指示役、リクルーター、犯行ツールの調達役等が役割分担し、組織的に特殊詐欺を敢行している。また、各役割にある者は、お互いの素性を明かさず連絡の痕跡を残さないようにするなど、徹底した秘匿工作を行っている。

2 暴力団等の関与実態と取締りの推進

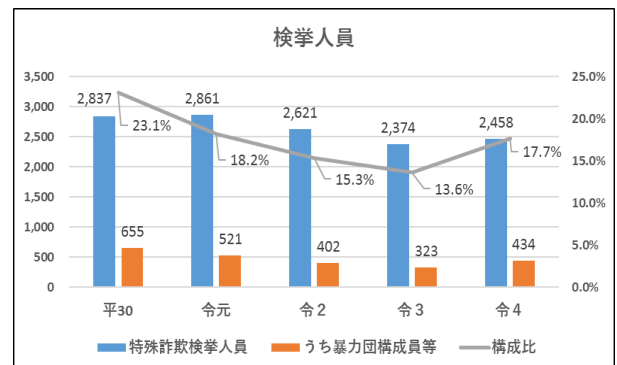
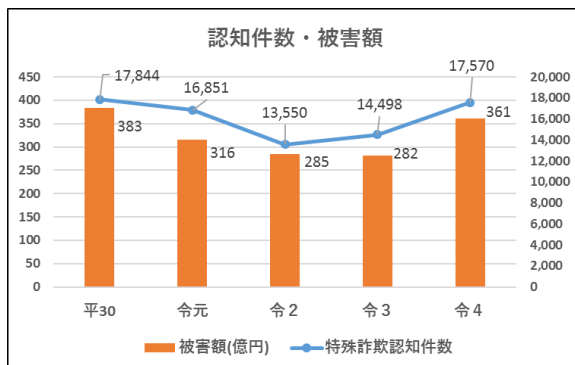
令和4年中の特殊詐欺の検挙人員に対する暴力団構成員等の占める割合は、県下で約2.1%、全国で約17.7%であり暴力団が資金を獲得する手段の1つとして特殊詐欺を行っている実態がうかがえる。また、準暴力団等が特殊詐欺に関与している事例も確認されている。

特殊詐欺の背後にいる暴力団や準暴力団等の犯罪者グループを弱体化し、特殊詐欺の根絶を図るため、令和4年9月に新設した特殊詐欺特別捜査隊を中心に積極的な情報収集及び各部門が連携した多角的な取締りを推進している。

【県下】



【全国】



【主な検挙事例】

- 沖縄県等を拠点とする特殊詐欺グループによる特殊詐欺事件
(令和5年2月検挙 兵庫県警察・沖縄県警察・栃木県警察合同捜査本部)